

高校野球用具の使用制限（具体的事例）

アイテム	規格・構造	要項	注意事項
1. ユニフォーム	ユニフォーム	<p>ユニフォームの表面にはいかなる商標、マークもつけてはならない。ユニフォームには校名、校章、都道府県名または地名の表記に限る。ただし、校名、校章に準じるものは差し支えない。裾を極端に絞った変形ズボンには使用できない。</p> <p>また、上着とズボンの色合いが異なるもの（ツートンカラー）は使用できない。なお、メッシュ等薄手のユニフォーム着用時に、アンダーシャツの商標が透けて見えないよう注意、指導する。</p>	<p>※生地織柄で特徴的な柄(ツインピンストライプ)を表現した上着（通常のメッシュ柄は除く）を着用する場合は、同一柄のパンツを組み合わせることとする。メッシュ柄上着と通常パンツを組み合わせる場合の判断基準は、上着とパンツで色が違って見えないこととする。</p> <p>※同一胸マーク（校名、校章を含む）を刺繍表現したユニフォームと昇華プリント表現したユニフォームの混在は可とする。</p> <p>※生地廃番における同一カラー生地でのユニフォームの混在は可とする。但し、移行期間は3年とする。</p> <p>※13年世界大会型(待ジャパ型)での、シャツ・パンツへのライン加工（パイピング加工含む）は使用可とする。</p> <p>※各都道府県の形状をイラスト化したマークを袖に表示したユニフォームは使用可とする。</p>
2. 帽子、アンダーシャツ、ストッキング、アンダーシャツ	帽子	<p>帽子、アンダーシャツ、ストッキングはそれぞれ外部から見える表面にはいかなる商標、マークもつけてはならない。</p> <p>ハイネックのアンダーシャツの襟首部分には学校名など、一切表記はできない。</p> <p>スパッツ系のアンダーシャツについて、使用を認める。なお、出場選手全員に統一させるかについては違和感がないため、全員が同じ物を着用することを求めないこととする。</p> <p>ストッキングには校名、校章などの表記はできない。また、商標が表に出る意匠のものは、一切使用できない。</p> <p>アンダーソックス（白に限る）は、必ず着用すること。</p>	<p>※帽子底部断面へのサンドイッチ加工は、可とする。</p> <p>※足首周辺を保護するサポータータイプのストッキングはチームで統一すれば使用を可とする。</p> <p>※ストッキングのカット（くり抜き部の高さ）はチームで統一することが望ましい。</p> <p>※カットなしのストッキングの使用を認める。</p>
3. ベルト	ベルト	<p>色は黒または紺（ライトブルーは不可）色とし、エナメルは使用できない。商標は型押し以外のものをつけてはならない。</p>	<p>※バックル部のカラーは、シルバー、ゴールド、ブラック、ネイビー（紺）は可とする。</p>
4. スパイク	スパイク	<p>スパイクの表面は黒一色とし、エナメルは使用できない。</p> <p>底は黒をベースにシルバー色系かゴールド色系のどちらかとし、その面積は50%を超えてはならない。赤、青、緑等の際立った色を使用したものは着用できない。</p> <p>革底の場合はベースカラーに茶系色も使用できる。</p> <p>商標、マークをペロ革部分に入れる大きさは縦3センチ、横5センチ以内とし、底部には10平方センチ以内の大ききで1箇所表示することができる。色は表示する場所と同系色とする。</p> <p>スパイクには校名、校章などの表記はできない。また、スパイクのペロ革部分に氏名や番号をつけることも禁止する。</p> <p>また、甲被にはラインを両サイドにそれぞれ1箇所、本体の黒と同色で入れることができる。</p> <p>足首防護目的のハイカットスパイクは使用しても構わない。</p>	<p>※スパイクの表面に、エナメル及び光沢ある素材は使用できない。ただし、天然皮革素材の自然な光沢感は使用を認める。</p> <p>※甲被にはラインを両サイドにそれぞれ1箇所、本体の黒と同色で入れることができる。ライン部の表現方法は、本体素材と同一素材あるいは異素材による取り付け、型押し加工、プリント等を認めるが、光沢あるラインは認めない。</p>
5. トレーニングシューズ	トレーニングシューズ	<p>色は白または黒とする。靴底の色は白もしくは黒、濃紺であれば同一色でなくても構わない。</p> <p>氏名または番号を入れる場合、甲部分（ペロ革部分周辺）一箇所のみとする。</p>	<p>※トレーニングシューズのDカン及びハトメ金属部に使用できるカラーは、ブラック、ホワイト、ゴールド、シルバーとする。</p> <p>※氏名または番号を入れる場合、甲部分（ペロ革部分周辺）やマジックテープベルト部）一箇所のみとする。</p>
6. ウインドブレーカー（グラウンドコート等）	ウインドブレーカー	<p>ウインドブレーカー（グラウンドコート等）の表面には、いかなる商標、マークもつけてはならない。氏名は袖のみに洗濯ネーム程度の大きさの表示を認める。</p> <p>また、校名、校章の表記はそれぞれ1箇所ずつとする。</p> <p>なお、フード付のコート等は認めない。</p>	<p>※マークデザインが共通であれば、素材が薄手の商品と素材が厚手の商品の混在は問題ない。ただし、3種類以上の混在は認めない。</p> <p>※ベンチコート等ロングコートの使用は、選手・指導者に関わらず使用を認めない。</p>

7. ヘルメット	ヘルメット	<p>打者およびベースコーチは、必ず両耳付のものを着用すること。</p> <p>打者用、捕手用とも、「製品安全協会」のSGマークが付けられているものに限る。色は黒、紺または白のいずれか一色とする。</p> <p>ヘルメットの表面にはチームの校名およびその頭文字、校章、番号以外の表示はできない。</p> <p>また側頭部への校名などの表記を禁止し、前頭部1箇所とする。なお、後頭部または側頭部への番号表記は差し支えない。</p> <p>表面がつや消し処理されたヘルメットの使用は認める。</p>	
8. バット	バット	<p>木製の着色バットの使用を認める。ただし、使用できる着色バットは、日本アマチュア野球規則委員会運用基準によるものとし、以下の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 黒・ダークブラウン系、赤褐色系及び淡黄色系とする。 2) 木目を目視できるものとする。 3) 拙劣な塗装技術を用いていないものとする。 (例えば、ボールに塗料が付着するなど) <p>金属製バットは、「製品安全協会」のSGマークが付けられているものに限る。色彩は金属の地金の色、木製に近い色または黒とする。ただしプレイの妨げとなるような反射するものは認められない。木製および金属製バットの商標は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) バットの先端部分にはバットモデルとバットの品名・品番・材種のみを表示するものとし、マーク類は表示できない。この表示の大きさは、バットの長さに沿って縦5センチ、横9.5センチ以内とする。但し軟式用バットの表示の大きさは縦8センチ、横28センチ以内とする。文字の大きさは縦、横とも2センチ以内でなければならない。 (2) 握りに近い部分には、製造業者または製造委託業者の名称を含む商標を表示するものとし、この表示の大きさは、バットの長さに沿って縦6.5センチ、横12.5センチ以内とする。 (3) 金属製バットで製造業者（日本高等学校野球連盟で使用認可の登録を受けた業者）の名称1、2項と別に表示する必要のある場合は、握りに一番近い部分に表示することとし、大きさはバットの長さに沿って、縦1センチ、横4センチ以内とする。ただし、軟式用バットはテーパー部にはリング等商標と認識されない印刷は認める。 (4) これらの表示は金属の地金の色または木製に近い色の場合は黒とし、本体が黒の場合は金属の地金の色または木製に近い色とし、すべて同一面の1カ所だけとする。なお、軟式用バットの打撃部への商標表示については、2ヶ所（表面、裏面）まで認める。 (5) グリップテープの色は、黒もしくは茶系とする。 (6) マスコットバットの長さの制限については、通常のバットの長さ（42インチ以下）と同様とする。 	<p>※グリップエンド部に、番号をシール等で表示することは可とする。（ただし、イニシャル等番号以外は不可とする。）</p>
9. 手袋	手袋	<p>手袋は次の条件を付して使用を認める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 色は黒もしくは白とする。商標は手袋の素材と同色のものを表面の1箇所のみに表示することとし、その大きさは7平方センチ以下とする。 2) スプレイの使用は手袋の磨耗が激しく、打者が優位になることもあるので禁止する。 3) 出塁時に、ひとまわり大きいサイズの走塁用手袋の使用は認めない。 4) 守備時の野手の手袋の使用を認める。 	<p>※当革補強（衝撃吸収材内蔵含む）を施した手袋の使用は認める。ただし、商品特長として、「衝撃緩和性能」等の表現は不可。</p> <p>※本体素材の白色は、革の自然色も可とする。</p> <p>※手袋本体に使用する素材（商標マークを含む）は、表面感や表面柄感を統一する必要はないが、黒及び白一色に見えることとする。</p>
10. 手首、足首、指等の保護ガード（サポーター等）の		<p>テーピングと同様の効果が得られる手首、足首、指等の保護ガード（サポーター等）は、試合前（メンバー交換時）に主催者・審判員に申し出て許可を得たものの使用を認め</p>	

使用について		ることとする。ただし、色は黒または肌色、白一色とする。また、手袋と一体型のものの使用も認める。 なお、商標は素材と同色のものを1箇所のみに表示することとし、その大きさは7平方センチ以下とする。	
11. レッグガード、エルボーガード		レッグガード、エルボーガードの使用を認める。色は黒、紺または白のいずれか一色とし、表面にはいかなる商標、マークもつけてはならない。	
12. グラブ、ミット	グラブ、ミット	カラーグラブ、ミットは使用できない。ただし黒については使用しても構わない。グラブ、ミットに表示する商標は、布片、刺繍または樹脂の成型物のほか、連盟が認めたものとし、これを表示する箇所は背帯あるいは背帯に近い部分、または親指のつけ根の部分のうちいずれか1箇所とし、その大きさは縦4センチ、横7センチ以内とする。 投手用グラブで本体と異なる色のしめひもについては、公認野球規則1・15の通りとする。ただし、しめひもが本体と同系色で目立たないものについては差し支えない。 投手用グラブのはみだし部の色は、グラブ本体と同系色で目立たないもの、もしくは革の自然色とする。また、縫い糸の色については特に制限を定めない。 投手用グラブに商標を布片または刺繍によって表示する場合、その色は文字の部分を含み、すべて白または灰色以外の色でなければならない。品名、品番、マーク類などをスタンプによって表示する場合の色は、黒または焼印の自然色でなければならない。 野手のグラブのしめひもは、本体色と同系色とする。ただし、黒と茶系色のしめひもに限っては本体色にかかわらず使用できる。しめひもは、長すぎないこと。親指の長さ程度にすること。 また、グラブ、ミットの表面（受球面・背面）に氏名、番号、その他の文字を表記することを禁止する。	※高校野球で使用できるカラーであれば、表部と裏部（平裏）部のカラーが違っていても使用可とする。 ※捕球面と背面、同一カラーであれば、革の表面処理（スムース加工やシボ加工、メッシュ加工）の違いは使用可とする。
13. 捕手用具	マスク、スロートガード	投球練習時（座って捕球する時）には、捕手用具を装着すること。色は黒、紺または革の自然色に限り、特に赤、青、緑色のものは使用できない。 捕手用具の表面にはいかなる商標、マーク（型押しも含む）もつけてはならない。	※スロートガード一体式でないマスクを着用する場合は、スロートガードを取り付ける必要がある。 ※スロートガード一体式マスクを着用する場合、スロートガードを取り付ける必要はない。
14. 捕手の膝痛軽減用パッドの使用について		捕手の膝痛を軽減する目的で、レガースに装着するパッドの使用を認める。 ただし色はレガースと同じ色の黒または紺一色とする。なお、外から見える部分に商標はつけられない。	
15. サングラスの着用		サングラスを使用する可能性のある時は、試合前（メンバー交換時）に主催者・審判員に申し出て許可を得たものの使用を認めることとする。メガネ枠は黒、紺またはグレーなどとし、メーカー名はメガネ枠の本来の幅以内とする。グラスの眉間部分へのメーカー名もメガネ枠の本来の幅以内とする。また、著しく反射するサングラスの使用は認めない。	
16. マウスガード（マウスピース）		白または透明なものに限り使用を認める。	
17. 投手用ヘッドギア		打撃練習時において「製品安全協会」のSGマークが付けられているものの着用を義務付ける。	
18. 審判用具の商標規制	マスク、プロテクター、ボールケース	大会で委嘱した審判員はその被服、マスク、プロテクター、ボールケースなど外から見える部分にはいかなる商標もつけてはならない。またスパイクは黒一色とする。	※審判用マスクの色は黒もしくは紺とする。ボールケースの色は黒もしくは紺もしくはグレーとする。